

最上町農業委員会第27回総会議事録

日 時 令和元年8月26日(月)午後1時00分～
場 所 最上町役場3階 大会議室
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤 一 男

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指定について
日程第3 議案

1. 出席委員(12名)

1番 庄司千賀夫	2番 齊藤則子	3番 中 畠 聡
4番 奥山定次郎	5番 渡部浩栄	6番 高橋光廣
7番 五十嵐一春	8番 奥山勝明	9番 渡邊紀栄
10番 小林吉雄	11番 二戸孝一	12番 後藤一男

2. 欠席委員(0名)

3. 会議に出席した農地利用最適化推進委員

藤畑 智 今田 源光 伊藤 凡 菅 欣也 大場 充

4. 会議に出席した職員

事務局 長 大場 晃 庶務係長 後藤 卓哉

5. 会議に付議した事項

議事 議案第1号 最上農業振興地域整備計画の変更について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 最上町農用地利用集積計画について

【開 会】

議 長 : ただ今より、令和元年度最上町農業委員会第 27 回総会を開会いたします。本日は全員出席しておりますので、本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 日程第 1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日 1 日限りといたします。これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。それでは、2 番委員、3 番委員兩名にお願いいたします。それでは、日程第 3、議事に入ります。

【議 事】

議 長 : 議案第 1 号「最上農業振興地域整備計画の変更について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 議案第 1 号「最上農業振興地域整備計画の変更について」最上農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 3 条の 2 の規定により、下記のことについて意見を求められたので、意見の決定をしようとするものである。
令和元年 8 月 26 日提出。（議案第 1 号 朗読説明 1 件）

議 長 : ただ今、事務局より説明がありました。審議をお願いいたします。質疑はございませんか。ないようでしたら、議案第 1 号について、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。
令和元年8月26日提出。（議案第2号 朗読説明1件）

議長： ただいま事務局より説明がありました。質疑はございませんか。ないようでしたら、議案第2号につきまして採決をいたします。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」農地法第4条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同法施行令第7条第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。令和元年8月26日提出。（議案第3号 朗読説明1件）

議長： ただ今、事務局より説明がありました。議案第3号については調査員報告がございます。

5番委員： 場所については、位置図で確認をお願いいたします。以前より農作業小屋が建築されていたところなので、周辺の農地には影響はないと確認してきました。議案4号に関わってきますが、新しい住居の建築を考えていたところ、小屋の建っているところが農地だとわかり、今回の申請になったようです。以上です。

議長： ご苦労様でした。議案第3号について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。ないようでしたら、議案第3号について、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」事

事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同法施行規則第6条第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。令和元年8月26日提出。（議案第4号 朗読説明2件）

議長： ただ今、事務局より説明がありました。議案第4号については調査員報告があります。

5番委員： 1番については、議案3号の案件と場所は同じになります。新居の建築を考えていて、農地の一部に建築予定です。周辺の農地も現在は畑として耕作していましたが、問題はないと確認してきました。

1番委員： 2番について、場所は位置図で確認をお願いいたします。現在、事務所が建っているところの後ろ側になります。周辺の農地は水田となっておりますが、建物の建築ではないので、問題はないと確認してきました。

議長： ご苦労様でした。議案第4号について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。ないようでしたら、議案第4号について、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。次に、議案第5号「最上町農用地利用集積計画について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 議案第5号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見の決定をしようとするものである。令和元年8月26日提出。（議案第5号 朗読説明3件）

議長： ただ今、事務局より説明がありました。議案第5号について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。ないようでしたら、議案第5号について、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、議案第5号は原案のとおり承認されました。

【閉 会】

議 長 : 以上で本日の議案審議はすべて終了いたしました。
よって、令和元年度最上町農業委員会第 27 回総会を閉会いたします。